

令和2年度パパ・ママ応援ショップ等広報業務委託仕様書

1 業務名

令和2年度パパ・ママ応援ショップ等広報等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和3年1月4日（月）まで

3 目的

子育て家庭の利便性をさらに向上させるとともに、企業を含めた地域社会全体で子育てを支援し、子育て家庭が「子どもを持って良かった」、「地域社会に支えられている」と実感できる社会づくりを進めていくため、パパ・ママ応援ショップ等の認知度向上のための広報業務を委託する。

4 委託内容

下記の広報等の業務を実施する。その際、委託者が受託者に提供する情報、画像等データ、チラシ等を使用することができる。

- (1) 家族の日（令和2年11月15日）又は家族の週間（令和2年11月8日～21日）に合わせた、マスメディアやSNS、インターネットニュース、動画などを活用した広報の実施
- (2) 当該広報に対する支援・助言等の実施
- (3) その他、受託者独自のネットワークを活用した広報の実施等

5 対象

- (1) 家族の日（令和2年11月15日）又は家族の週間（令和2年11月8日～21日）に合わせた、マスメディアやSNS、インターネットニュース、動画などを活用した広報の実施

ア 県民

パパ・ママ応援ショップ等の対象となる子育て家庭及び若い世代や高齢者などの対象とならない世代も含む。

イ 事業者（既存協賛店及び未協賛店）

買物、飲食、遊び、教育・習い事、理容・美容、金融、自転車、自動車、住宅、写真、宿泊、その他の業種を対象とする。遊興飲食させる店舗や風俗店など青少年の健全な育成を妨げる店、その他本制度の趣旨にそぐわない店は対象外とする。チェーン、個人商店については問わない。

6 業務実施上の条件

業務実施に当たる条件は、以下のとおりとする。

(1) 広報計画の策定

実施の時期、方法について案を作成し、契約締結後速やかに提出する。

(2) 実施経過報告の提出

広報計画の策定及び実施状況について、本業務期間中3回以上、県少子政策課担当者と埼玉県庁内で打ち合わせを実施し、報告をすること。また、その際、今後の計画の見直しの必要性等について、協議を行う。

(3) 成果報告書の提出

計画した広報計画がすべて終了した後、速やかに「事業実施報告書」を提出すること。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。

(2) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策を検討すること。

(3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(4) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を順守すること。

(5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(7) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(8) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(9) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。